

別表(第4条関係)

平成30年1月1日以後
入札実施分～
(県取扱基準より)

※赤字アンダーラインは公社
取扱基準により適用される部
分

「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」

発注業務において付託する最低の条件

○各業務の共通の条件

1 登録要件欄の「当該業務の登録」とは、その発注に対応する業務種目で、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されていることをいう。

登録要件欄に2件以上の登録が記載されているものは、それぞれの登録が必要であることを示している。

2 人材要件欄の「●●●資格者」や「●●●経験を有する者」とは、**入札参加者本人又はその職員(役員を含む。)で常勤の者**をいう。また、「1年以上の▲▲▲の実務経験」とは、▲▲▲を業とする**事業者本人又はその従業員として、1年以上の期間継続して▲▲▲の実務に従事(必ずしも専従かつ連続している必要はないこと。)**していたことをいう。

人材要件欄に2件以上の人材が記載されているものは、それぞれの人材が必要であることを示している。なお、同一人が複数の人材要件を満たしている場合には、それぞれの人材要件について1名と認めるものとする。

3 実績要件欄の「直近5箇年に●●●の契約実績」とは、その**入札公告の日から過去5力年に、契約した●●●の業務を適正に履行(完了)した**ことをいう。

実績要件欄の「国、地方公共団体**又は公社**」とは、契約の相手方が国、地方公共団体**又は公社**でなければならないことを示している。この場合において、民間実績(独立行政法人、公団、県外市町村、民間企業等を契約の相手方とするもの)のみを有する場合は、それが国等との同等の実績であるか、別途認定審査会の審査を受け、認められる必要がある。

実績要件欄の「**同規模の契約実績**」とは、**その発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約実績**をいう。

【大分類】	【小分類】	業務レベル		登録要件	人材要件	実績要件
12 森林整備等	01 森林整備	A 小規模	300万円未満	当該業務の登録	①同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。 ②労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験(年間60日以上森林整備に従事)が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。 ③専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	なし
		B 中規模	300万円以上 1,000万円未満	当該業務の登録	①同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。 ②労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験(年間60日以上森林整備に従事)が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。 ③専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近5箇年において、契約額50万円以上の森林施業の実績を2回以上有すること(国、地方公共団体 又は公社)。
		C 大規模	1,000万円以上	当該業務の登録	①同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。 ②労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験(年間60日以上森林整備に従事)が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。 ③専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近5箇年において、業務レベルB以上の森林施業の実績を2回以上有すること(国、地方公共団体 又は公社)。

※専門技術者について	150日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある、次のいずれかに該当する専門技術者を雇用していること。 ① 森林法に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者(林業専門技術員資格試験に合格した者を含む。) ② 技術士法に規定する技術士(森林部門に限る。) ③ 一般社団法人日本森林技術協会が実施した林業技士の登録を受けた者 ④ 植栽、下刈り、除間伐等の森林整備に係る実務経験(60日／年)が10年以上の者 ⑤ 植栽、下刈り、除間伐等の森林整備に係る実務経験(60日／年)が5年以上の者で、和歌山県林業試験場等で実施した林業技能作業士育成研修又は他府県にて行われたこれと同等の研修を修了した者
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------